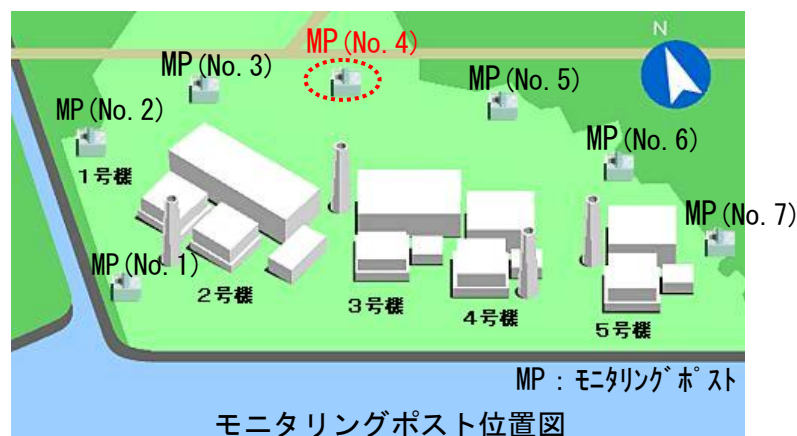


## モニタリングポストNo. 4の一時的な指示変動について

平成 22 年 1 月 26 日

発生日	平成22年1月25日
発電所の状況	1, 2号機: 廃止措置中、3, 4号機: 定格熱出力一定運転中、5号機: 点検停止中
状況	<p>平成22年1月25日午後8時6分頃、「モニタリングポスト<sup>※1</sup>(IC)放射能高」の警報が点灯しました。</p> <p>状況を確認したところ、発電所敷地北側に設置しているモニタリングポストNo. 4の指示が、通常値約70nGy/h<sup>※2</sup>のところ、約270nGy/h(警報値: 200nGy/h)まで瞬時に上昇し、その後、下降していました。</p> <p>また、その他のMP(No. 1~3, 5~7)および排気筒モニタ、放水口モニタの指示に変動はありませんでした。</p> <p>なお、モニタリングポストNo. 4の指示は、同日午後8時10分頃に通常値(約70nGy/h)へ復帰しました。</p> <p>本事象は、発電所からの放射性物質の放出事象ではなく、外部への放射能の影響はありません。</p>
原因	<p>当該検出器を点検した結果、測定設備に異状はなく、その他のモニタリングポストおよび排気筒モニタ、放水口モニタの指示にも変動がないことから、自然放射線の影響による一時的な指示変動であると推定していますが、同様な事象が平成22年1月3日にも発生している状況を踏まえ、今後、その他の要因も含めて、調査してまいります。</p>
お知らせ基準	<p>「表1-5 気体状または液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき、あるいは排気筒モニタ、放水口モニタまたはモニタリングポストの警報が点灯したとき、または排気筒等のガスサンプリングで放射性物質を検出したとき。」のうち、モニタリングポストの警報が点灯したときに該当します。</p>



- ※1 モニタリングポストは、24時間連続で環境中の放射線を測定する設備で、発電所敷地内の7箇所に設置しています。  
モニタリングポストでの測定は、NaIシンチレーション検出器とIC(電離箱)検出器の独立した二つの測定システムで行われています。
- ※2 Gy(グレイ)は、放射線が物質に当たったときに、その物質に吸収されたエネルギーの量(吸収線量)を表す単位です。nGy/hは、1時間あたりの吸収線量を表します。  
また、n(ナノ)は、10億分の1を表します。

以上